

国立大学法人東京医科歯科大学懲戒委員会等規則

〔平成16年4月1日
規則第46号〕

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員懲戒規則（平成16年規則第45号。以下「懲戒規則」という。）第3条第9項及び第7条第5項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学の懲戒委員会（ハラスメント事案に関する懲戒委員会を含む。）、調査委員会及び不服申立審査委員会（以下「各種委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（懲戒委員会）

第2条 懲戒委員会は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第43条第1項に規定する懲戒の事由に該当すると認められる非違の行為が発生した場合（以下「事件が発生した場合」という。）に、その事実の確認及び処分量定に関する事項を審査する。

- 2 懲戒委員会は、委員長及び委員をもって構成し、学長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 学長は、懲戒委員会を開催する必要が生じたと判断した場合、委員長及び委員を委嘱し、委員会を招集する。
- 4 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。
- 5 懲戒委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（懲戒委員会の審査手続）

第3条 懲戒委員会は、審査の対象となる職員に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該職員が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

- 2 懲戒委員会は、審議の結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

（ハラスメント事案に関する懲戒委員会）

第4条 前2条に定めるもののほか、ハラスメント事案に関する懲戒委員会については、次の定めによるものとする。

- 2 前項の委員は以下に掲げる者とする。
 - (1) ハラスメント防止委員会委員長（教員人事担当理事）
 - (2) 副学長のうち学長が指名する者
 - (3) 部局長のうち学長が指名する者
 - (4) 学外委員（弁護士）
 - (5) その他学長が指名する者

3 第1項の委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

第5条 調査委員会は、事件が発生した場合に、その事実の確認に関することを審査する。

2 調査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、学長が必要と認める者をもって充てる。

3 学長は、調査委員会を開催する必要が生じたと判断した場合、委員長及び委員を委嘱し、委員会を招集する。

4 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

5 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 前項までの規定にかかわらず、ハラスメント事案に関する調査委員会については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学ハラスメントに関する規則（平成16年規則第40号）」による。

（不服申立て）

第6条 懲戒規則第7条の不服申立てがあった場合には、学長は必要に応じて、不服申立審査委員会に事件の再調査又は再検討を行わせなければならない。

2 不服申立審査委員会の委員長及び委員は、学長の指名する者をもって充てる。

3 不服申立審査委員会は、前項の規定により、再調査又は再検討を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 懲戒委員会及び不服申立審査委員会の庶務は、総務部コンプライアンス課において処理する。

2 調査委員会の庶務は、原則として事件が発生した部局等を所掌する事務組織において処理する。ただし学長が必要と認める場合は、学長が指定する事務組織において処理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、各種委員会の運営に必要な事項は、各種委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第81号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日規則第48号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月5日規則第116号）

この規則は、平成28年8月5日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則（令和元年 7 月 1 日規則第 7 6 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 2 3 日規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 2 3 日から施行し、令和元年 1 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 6 月 2 9 日規則第 9 9 号）

1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 7 条の規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 1 1 月 1 8 日規則第 1 8 1 号）

この規則は、令和 4 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 9 日規則第 5 0 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 1 月 3 0 日規則第 1 4 9 号）

この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。